

飯山市消防団員の処遇等検討委員会

報告書（案）

令和4年12月26日

はじめに

地域防災の中核として重要な役割を果たしている消防団ですが、近年、全国各地で災害が多発化、激甚化する一方、全国の消防団員数は、2年連続で1万人以上減少しています。

そのような現状を鑑みて、総務省消防庁では団員の労苦に報いるための適切な処遇のあり方や、より幅広く、今の時代に合った団員確保策を検討する必要があるという考えのもと、令和2年12月に「消防団員の処遇等に関する検討会」が設置され、その後提出された報告書に基づき、総務省消防庁から消防団員の報酬等の基準の策定等について通知がされたところです。

飯山市ではその報告書をもとに、消防団員の条例定数、機能別消防団員制度の導入、消防団行事、訓練や区等行事への協力、消防車両運転にかかる体制整備、消防団員に対する安全装備品等の充実等について検討するため、有識者、市民代表、消防団代表、地域組織の役職者等からなる「飯山市消防団員の処遇等検討委員会」を設置し、令和4年8月30日に第1回委員会を開催して以来、これまで5回の協議を重ねてまいりました。

これらの議論を踏まえ、ここに当委員会としての提言を取りまとめましたので報告します。

本報告書を踏まえ、市及び消防団では引き続き地域住民や事業所から消防団活動に対し深いご理解をいただけるよう邁進いただき、団員数の確保、ひいては地域防災力の一層の充実、強化につながることを期待します。

1. 消防団員の処遇改善

飯山市における消防団員は、消防団の中核を担う世代が年々減少傾向にあることや、住居と職場の距離が離れておりすぐに駆けつけられない団員の増加、又、アパートなど集合住宅に住む者が増え、地域の中での人間関係の希薄化などにより、年々団員確保が厳しい現状となっています。

このような現状を鑑みて、団員としての自覚や士気向上、消防団活動に対する地域や家族などの理解が必要となり、その1つの方策として報酬等の処遇改善が必要と考えます。

(1) 年額報酬について

当市の年額報酬については現団員が11,500円で、全国一般市や町村、長野県内全市町村の平均と比べても著しく低額で、団員の活動を比較しても同様の対価を支払う必要があります。

つきましては、階級「団員」の年額報酬は国が示す36,500円を標準とし、その他の役職は近隣市町村の額を参考にバランスの取れた報酬体系とすることを提言します。又、特科隊（機械係、救護隊、警鐘係、ラッパ係）の報酬は現状を鑑み、年額報酬に包含して取扱うことや、救護隊、ラッパ隊の個別訓練は訓練手当の中で適用することを提言します。

●現行額

階級	団長	副団長	分団長	特科長	副分団長	部長	班長	団員
単価:円	199,600	142,000	133,200	72,400	51,500	36,200	24,800	11,500

●改正額（案）

階級	団長	副団長	分団長	特科長	副分団長	部長	班長	団員
単価:円	199,600	142,000	133,200	72,400	64,300	53,500	43,000	36,500

(2) 出動手当について

当市の出動手当についても、長野県内全市町村の平均と比べて低額な状況で、団員の活動を比較しても同様の対価を支払う必要があります。

つきましては、国が示す8,000円／日を基本とし、出動内容によっては数時間の出動や訓練もあるため、時間、半日などの細分化することを提言します。

●現行額

出動手当額	火災等1件	1,500円
	訓練等1件	1,000円

→

●改正額（案）

出動手当額	火災等1日	4時間以上	8,000円
	火災等1日	4時間未満	4,000円
	訓練等1日	4時間以上	4,000円
	訓練等1日	4時間未満	2,000円

(3) 年額報酬等の個人支払いについて

当市では、これまで部長以下の団員報酬等の受領に関しては、各分団で所属の団員から委任状を徴収し、それぞれの分団が一括して受け取り、部長が各団員の活動状況に応じ支給してきた経過があります。

この方法は、消防活動に積極的に参加できる者とそうではない者との不公平感を是正する適切な方法として取扱いをしてきた一方、事情により消防活動の実績が伴わない団員の士気の低下や不参加などを増加させる要因の1つになっていると考えられます。

国の報告書にあるように、年額報酬、手当は本来、各団員が個々に受け取るべきものであることから、団員個人に直接支払いをするよう提言します。

また、事情で現在、活動ができない団員の取り扱いについては休職制度を創設するなど柔軟な対応が必要と考えます。

2. 消防団員条例定数

飯山市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例に定める団員の定数は850人であり、令和4年11月30日現在の実団員数は725人となっています。

条例定数が850人に改正されてから12年が経過し、中核を担う世代の消防団員が減少傾向を背景に団員の確保が年々厳しい現状であり、現行の消防団員の勤務場所や居住の状況をみると、団員の約4割が市外への勤務、市外に居住となっています。

一方で、消防団員等公務災害補償等に係る掛金や退職報償金の支給に係る掛金等は、条例定数に定める団員数に基づいて行政が負担しており、定数と実団員数の乖離は、不効率な財政負担を強いることとなります。

消防団員の条例定数は、総務省消防庁が定める消防力の整備指針を参考に、各分団に配備されている車両等を最大限活用するための団員数及び管轄地域の実態を踏まえた団員数を確保する必要があることから、今後の現役団員の減少も考慮し、780人程度とするよう提言します。

3. 機能別消防団員制度の導入

当市において、消防団員のサラリーマン化や市外に勤務、居住する団員の増加により、昼間に活動できる団員が減少し、昼間の消防力・災害対応力の低下が課題となり、解決策の1つとして参加する活動や役割を限定することができる機能別消防団員制度の導入は急務であると考えます。

条例定数に対し、不足する団員数を機能別消防団員として補い、導入経費や各部の内情等考慮し、複数年に渡り段階的に確保するよう提言します。

また、ドローン分団、女性分団などの機能別分団についても必要性を含め消防団の中で検討が必要と考えます。

※機能別消防団員制度（処遇）の概要（案）については別表のとおり
別表

対象者	原則、消防団経験者（退団者）
活動内容	部内の火災、災害において部長から要請があった場合、出動する。 式典・訓練への参加は免除
所属	部
出動範囲	部の出動範囲内
階級	新たに「機能別団員」を設ける
服装	法被（機能別消防団員文字入り）、長靴、ヘルメット、雨具、防寒着を貸与
補償等	消防団員等公務災害補償、福祉共済あり
出動手当	「基本団員」と同じ額を支給
年額報酬	支給しない（火災、災害（大規模災害を含む）への出動のみのため）
退職報償金	支給しない
その他	階級「団員」から「機能別団員」へ移行する場合、分団長若しくは部長が推薦する。

4. 消防団行事、訓練や区等行事への協力

地域の安全、安心に欠くことのできない消防団活動については、多くの住民に認識され正當に評価いただくことが、これからの取組全体を推進していくうえで必要であります。現状の消防団行事や訓練等は、一部で団員並びにその家族に大きな負担感を伴っており、そのことが団員確保を困難としている要因ともなっている状況が見受けられるため、次のように提言します。

- ①観閲式や防火パレードなどについては、基本動作等の技能取得や団員の士気向上に重要な行事であるため、長時間にならないように、半日を目途に時間短縮ができるよう方法を検討されたい。
- ②ポンプ操法大会については、総務省消防庁の検討委員会報告書にある「操法大会を前提とした訓練が大きな負担となり、幅広い住民の消防団への参加の阻害要因となっている」という指摘もあるが、一方で訓練として火災現場の最前線で安全に活動するための消防技術の習得という大事な要素もあることから、国や県等の動向を注視しながら大会内容について検討されたい。

- ③道祖神祭りの警戒、警備など区等への行事の協力については、区等の実情を把握し、消防団業務から逸脱しないように呼びかけをするなど消防団員の負担軽減に努められたい。

5. 消防車両運転にかかる体制整備

現在、各分団の車両についてはポンプ車9台、軽積載車42台が配備されているが、免許制度の細分化により3.5t以上の消防車両やMT車両を運転できない団員が増えてきており、将来的に迅速な消防活動の実施に支障をきたす恐れがありますので、次のように提言します。

- ①自動車運転免許取得については、自動車部で必要になる人員を確保するため、支援制度の創設を検討されたい。
- ②軽積載車については、今後も引き続きAT車両への更新を推進されたい。
- ③自動車部については、部員の市外勤務等により出動に対応できない部があることや災害現場における応援体制の適正化を考慮し、例えば、部を統合し方面隊として再編するなど、上記支援制度と併せて今後検討されたい。

●自動車運転免許取得支援（案）

概要	より迅速な消防活動の体制整備、消防力の充実強化のため、消防車両の運転に必要な自動車の運転免許の取得または保有する自動車の運転免許の限定条件の解除に要する経費を支援する。
対象者	(1) 普通免許を有する者で準中型免許を取得しようとするもの。 ただし、平成〇〇年〇〇月〇〇日以降に初めて普通自動車運転免許証を取得した消防団員で、車両総重量が3.5トン以上の消防車両を有する部に所属するものとする。 (2) AT限定解除をしようとする者
補助対象経費	教習所において免許の取得等に要する入学金、教習料、審査料、適性検査料、卒業検定料、その他市長が認める経費とする。ただし、教習所の定める規定時間を超えた教習等に要する経費は、含めないものとする。
補助金額	補助対象経費の5分の4以内とし、次の区分に応じた額を限度とする。 (1) 準中型免許を取得した場合 150,000円 (2) AT限定解除をした場合 50,000円
補助を受けるための要件	(1) 市税等を滞納していないこと (2) 免許の取得等をした日から起算して、5年以上消防団への在籍を確約できる者 (3) 所属する分団の分団長が推薦する者

6. 消防団員に対する安全装備品等の充実

消防団の役割の多様化に伴い、活動内容に見合うような装備を充実させることが消防団員の安全確保に繋がるため、地域の特性に応じて必要になる救命胴衣や防火服など総務省消防庁が示す消防団の装備の基準に則し、不足している装備品等について、計画的な配備の充実に努められたい。

●団員への装備品等の貸与現況

団員貸与品	国（総務省消防庁「消防団の装備の基準」）	飯山市
法被	記載なし	副分団長以上
活動服	全団員支給又は貸与	全団員貸与
防火服	・ 動力消防ポンプ 1 台につき × 4 + 地域の 実情に応じた必要な数 ・ 部長以上	各分団 1 着
防寒着	記載なし	全団員貸与
救命胴衣	全団員支給又は貸与	各分団 7 着
雨衣	全団員支給又は貸与	無
長靴	記載なし	全団員貸与
救助用半長靴	全団員支給又は貸与	救助隊員
ヘルメット	全団員支給又は貸与	全団員貸与
ヘッドライト	記載なし	無
IP 無線機	班長以上	分団長以上 各分団ポンプ車

飯山市消防団員の処遇等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 消防団員数が減少していることや、災害が多発化・激甚化する中、消防団員の負担が増加していることを踏まえ、消防団員の報酬等の基準など処遇改善等を検討し、消防団員数を確保することを目的に、飯山市消防団員の処遇等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、検討結果を市へ報告するものとする。

- (1) 消防団員の報酬及び出動報酬に関すること
- (2) 消防団員定数及び組織に関すること
- (3) 機能別消防団員の導入に関すること
- (4) 消防団行事、訓練や区等行事への協力に関すること
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討委員会は、14人以内の委員をもって組織する。

2 検討委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 市内公共的団体等から選出された者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。

2 委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 議長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員会に出席し、又は関係した者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはいけない。

(報酬)

第8条 委員の報酬は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年条例第39号）の規定に準拠し、予算の範囲内において報酬を支払う。

(庶務)

第9条 検討委員会の庶務は、総務部危機管理防災課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年8月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後、最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

飯山市消防団員の処遇等検討委員会 名簿

(順不同・敬称略)

役職	選出団体等	氏 名	備考
委員長	有識者 (前消防長)	中原 則雄	
副委員長	飯山市区長会協議会長	稲生 孝	住民代表
委員	〃 副会長	清水 信一	住民代表
委員	〃 副会長	森 義彦	住民代表
委員	退団団員の妻	徳永 由美子	女性代表
委員	現役消防団員の妻	浅野 真紀	女性代表
委員	飯山商工会議所事務局長	南沢 忠	事業所代表
委員	飯山市建設業協会防災部会長	江口 秀行	事業所代表
委員	飯山市消防団長	出澤 重樹	消防団代表
委員	〃 副団長	梅澤 和志	消防団代表
委員	〃 副団長	清水 伸和	消防団代表
委員	〃 本部部長	中村 周一	消防団代表
委員	岳北消防本部消防長	本山 栄二	行政
委員	飯山市総務部長	鈴木 靖史	行政

飯山市消防団員の処遇等検討委員会の開催経過

開催日	会議名	主な内容
令和4年 8月30日	飯山市消防団員の処遇等 検討委員会（第1回）	・ 具体的な検討事項及びスケジュールについて ・ 国の方針及び飯山市消防団の現況について ・ 近隣市町村の改善状況について
9月21日	飯山市消防団員の処遇等 検討委員会（第2回）	・ 年額報酬について ・ 出動手当について ・ 年額報酬等の個人支払いについて
10月26日	飯山市消防団員の処遇等 検討委員会（第3回）	・ 消防団員条例定数について ・ 機能別消防団員制度の導入について
11月21日	飯山市消防団員の処遇等 検討委員会（第4回）	・ 消防団行事、訓練や区等行事への協力について ・ 消防車両運転にかかる体制整備について ・ 消防団員に対する安全装備品等の充実について
12月8日	飯山市消防団員の処遇等 検討委員会（第5回）	・ 報告書（案）の検討について